

認定特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワークの個人情報保護に関する要綱

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 認定特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワークが取り扱う個人情報の保護(第4条—第8条)

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示(第9条—第17条)

第2節 訂正(第18条—第23条)

第3節 利用停止(第24条—第28条)

第4節 苦情の処理(第29条)

第4章 異議の申出(第30条)

第5章 雑則(第31—32条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、認定特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものを除く。）を除く。
- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 対象文書 ネットワークが作成し、又は取得した文書、図面、写真及び電磁的記録（これらを記録した媒体を含む。）であつて、ネットワークが組織的に使用し、管理しているものをいう。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(責務)

第 3 条 ネットワークは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

第 2 章 ネットワークが取り扱う個人情報の保護
(収集の制限)

第 4 条 ネットワークは、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明示し、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 条 ネットワークは、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、ネットワークは、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報を取り扱う利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用し、又は提供することができる。

(1) 本人の同意があるとき

(2) 法令若しくは条例（以下「法例等」という。）に基づく場合

(3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 5 条の 2 ネットワークは、個人情報を取り扱う利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、ネットワークは、個人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報を取り扱う利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を利用することができる。

3 ネットワークは、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(適正管理)

第 6 条 ネットワークは、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 ネットワークは、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。

3 ネットワークは、保有する必要がなくなった個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(職員等の義務)

第7条 ネットワークの職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委託に伴う措置等)

第8条 ネットワークは、個人情報を取り扱う事務をネットワーク以外のものに委託しようとするときは、委託契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 ネットワークは、個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものに対し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示の申出)

第9条 何人も、この要綱の定めるところにより、ネットワークに対し、その管理する対象文書に記録されている自己の個人情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示申出をすることができる。

(開示義務)

第10条 ネットワークは、開示申出があったときは、開示申出に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) ネットワークの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 法令等に違反することとなる場合

(部分開示)

第11条 ネットワークは、開示申出に係る個人情報に、非開示情報及びそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示申出の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前条の規定にかかわらず、非開示情報に係る部分を除いて、当該個人情報の開示をしなければならない。

(開示申出の手続)

第12条 開示申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「開示申

出書」という。)をネットワークに提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 開示申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ネットワークが定める事項

2 開示申出をしようとする者は、ネットワークに対し、自己が当該開示申出に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類としてネットワークが定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 ネットワークは、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、ネットワークは、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示申出に対する決定等)

第13条 ネットワークは、開示申出書の提出があったときは、当該開示申出書の提出があった日から起算して15日以内に次の各号のいずれかの決定をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- (1) 開示申出に係る個人情報の全部を開示する決定
- (2) 開示申出に係る個人情報の一部を開示する決定
- (3) 開示申出に係る個人情報の全部を開示しない決定(第5項の規定により開示申出を拒否する決定及び開示申出に係る個人情報を保有していないことを理由とする開示しない決定を含む。)

2 ネットワークは、前項各号の決定(以下「開示決定等」という。)をしたときは、その旨並びに同項第1号又は第2号の決定(以下「開示の決定」という。)をしたときにあつては開示する日時及び場所を、開示申出者に対して、書面により、速やかに通知しなければならない。ただし、直ちに開示することができるときは、口頭により通知することができる。

3 ネットワークは、第1項第2号又は第3号の決定をしたときは、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日を明示することができるときは、その期日を併せて付記するものとする。

4 ネットワークは、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないときは、当該期間の満了する日の翌日から起算して15日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、ネットワークは、延長する期間及びその理由を開示申出者に通知しなければならない。

5 ネットワークは、開示申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示決定等の期限の特例)

第 14 条 開示申出に係る個人情報著しく大量であるため、開示申出があった日から起算して 30 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、ネットワークは、開示申出に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、ネットワークは、同条第 1 項に規定する期間内に、開示申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 15 条 開示申出に係る個人情報にネットワーク、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社等及び開示申出者以外のもの（以下この条及び第 30 条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、ネットワークは、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る個人情報が記録された対象文書の表示その他ネットワークが定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 ネットワークは、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、ネットワークは、開示の決定後直ちに、当該意見書(第 30 条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 16 条 ネットワークは、開示の決定をしたときは、速やかに、開示申出者に対して、個人情報の開示をしなければならない。

2 個人情報の開示は、文書、図画又は写真に記録されている個人情報については当該文書、図画又は写真の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付により、磁気データ又は電子データに記録されている個人情報についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案してネットワークが定める方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、ネットワークは、個人情報の開示を行うことにより、当該個人情報が記録されている対象文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該対象文書に代えて、その写しにより個人情報の開示を行うことができる。

4 開示の決定を受けた者は、当該開示を受けるときは第 13 条第 2 項の規定による通知があった日から 30 日以内に受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受け

ることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 第12条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(費用の負担)

第17条 前条第2項及び第3項の規定により個人情報の開示を受ける者のうち対象文書の写し等の交付を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正の申出)

第18条 何人も、第16条第1項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、この要綱の定めるところにより、ネットワークに対し、その訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)の申出(以下「訂正申出」という。)をすることができる。ただし、当該個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

2 第9条第2項の規定は、訂正申出について準用する。

3 訂正申出は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正義務)

第19条 ネットワークは、訂正申出があった場合は、訂正について法令等に定めがあるとき、ネットワークに訂正の権限がないときその他訂正をしないことについて正当な理由があるときを除き、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正申出の手続)

第20条 訂正申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書(以下「訂正申出書」という。)をネットワークに提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 訂正申出に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正申出の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、ネットワークの定める事項

2 訂正申出をしようとする者は、ネットワークに対し、自己が当該訂正申出に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類としてネットワークが定めるもの及び当該訂正申出の内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第12条第3項の規定は、訂正申出書に形式上の不備があると認める場合について準用する。

(訂正申出に対する決定等)

第21条 ネットワークは、訂正申出書の提出があったときは、速やかに必要な調査を行い、

当該訂正申出書の提出があった日から起算して30日以内に、訂正申出に係る個人情報の訂正をするかどうかの決定をしなければならない。この場合においては、第13条第1項但し書の規定を準用する。

2 ネットワークは、前項の規定により訂正をする旨の決定（以下「訂正の決定」という。）をしたときは、速やかに訂正申出に係る個人情報の訂正をした上で、訂正申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対し、当該訂正の内容を書面により通知しなければならない。

3 ネットワークは、第1項の規定により訂正をしない旨の決定をしたときは、速やかに訂正申出者に対し、当該決定の内容及び理由を書面により通知しなければならない。

4 第13条第4項の規定は、第1項の決定（以下『訂正決定等』という。）について準用する。この場合において、「15日」とあるのは「30日」と、「開示申出者」とあるのは「訂正申出者」と読み替えるものとする。

（訂正決定等の期限の特例）

第22条 ネットワークは、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、ネットワークは、同条第1項に規定する期間内に、訂正申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

（個人情報の提供先への通知）

第23条 ネットワークは、訂正の決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止の申出）

第24条 何人も、自己の個人情報の取扱いが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この要綱の定めるところにより、ネットワークに対し、当該各号に定める措置を申し出ることができる。ただし、当該個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により取得されたものであるとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱われているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(3) 第三者に提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 前項第2号及び第3号の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 本人の同意があるとき
 - (2) 法例等に基づく場合
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令等の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3 第9条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の申出（以下「利用停止申出」という。）について準用する。
- 4 利用停止申出は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
（利用停止義務）

第25条 ネットワークは、利用停止申出があった場合において、当該利用停止申出に理由があると認めるときは、ネットワークにおける個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止申出の手続）

第26条 利用停止申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書（以下「利用停止申出書」という。）をネットワークに提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 利用停止申出に係る個人情報の開示を受けた日その他個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止申出の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ネットワークの定める事項

2 利用停止申出をしようとする者は、ネットワークに対し、自己が当該利用停止申出に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類としてネットワークが定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 第12条第3項の規定は、利用停止申出書に形式上の不備があると認める場合について準用する。

（利用停止申出に対する決定等）

第27条 ネットワークは、利用停止申出書の提出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該利用停止申出書の提出があった日から起算して30日以内に、利用停止申出に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定しなければならない。この場合において

は、第 13 条第 1 項但し書の規定を準用する。

- 2 ネットワークは、前項の規定により利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに利用停止申出に係る個人情報の利用停止をした上で、利用停止申出をした者（以下「利用停止申出者」という。）に対し、当該利用停止の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 ネットワークは、第 1 項の規定により利用停止をしない旨の決定をしたときは、速やかに利用停止申出者に対し、当該決定の内容及び理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第 13 条第 4 項の規定は、第 1 項の決定（以下『利用停止決定等』という。）について準用する。この場合において、「15 日」とあるのは「30 日」と、「開示申出者」とあるのは「利用停止申出者」と読み替えるものとする。

（利用停止決定等の期限の特例）

第 28 条 ネットワークは、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第 1 項及び第 4 項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、ネットワークは、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第 4 節 苦情の処理

（苦情の処理）

第 29 条 ネットワークは、ネットワークが行う個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速な処理を行わなければならない。

第 4 章 異議の申出

（異議の申出）

第 30 条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服がある者は、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に限り、次に掲げる事項を記載した書面により異議の申出（以下「異議申出」という。）をすることができる。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 異議申出の対象となった開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を知った日及びその内容
- (3) 異議申出の趣旨及び理由
- (4) その他必要な事項

2 ネットワークは、異議申出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該異議申出について検討を行い、その結果を速やかに当該異議申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

- (1) 異議申出が前項に規定する期間を超えたもの、又は書面によらないものであることを理由に却下するとき。

- (2) 異議申出に係る開示決定等（開示申出に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下同じ。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 異議申出に係る訂正決定等（訂正申出に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る個人情報の全部を訂正することとするとき。
 - (4) 異議申出に係る利用停止決定等（利用停止申出に係る個人情報の全部を利用停止する旨の決定を除く。以下同じ。）を取り消し、又は変更し、当該異議申出に係る個人情報の全部を利用停止することとするとき。
- 3 第 15 条第 2 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する通知をする場合に準用する。
- (1) 開示の決定に対する第三者からの異議申出を認めないとする回答
 - (2) 異議申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の回答（第三者が当該個人情報の開示について反対意見書を提出している場合に限る。）

第 5 章 雑則

（補足）

第 31 条 この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、同法第 7 条に定められる個人情報の保護に関する基本方針及び個人情報の保護に関し各分野ごとに定められた指針等の趣旨目的に合致するよう個人情報の保護についての措置を講じるものとする。

（委任）

第 32 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、ネットワークの代表者が別に定める。

附 則

（施行期日等）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。